

## お知らせ

1. 当院は中国四国厚生局長から保険診療を取扱う機関として指定を受けた保険医療機関です。また、別紙の通り、中国四国厚生局長より指定を受けた登録保険医が診療を担当しております（登録保険医一覧は別紙参照）。
2. 当院は届出により、各施設基準を中国四国厚生局長より承認を受けております（各届出施設基準一覧は別紙参照）。
3. 当院の入院体制については、地域包括ケア病棟入院料1を算定する病棟としては第一病棟52床、療養病棟入院基本料1を算定する病棟としては第二病棟59床であり、それぞれの病棟において入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制整備、褥創対策及び栄養管理体制について中国四国厚生局長の承認を受けております。  
各病棟の看護体制は以下のとおりです。  
◇第一病棟・・・1日に14人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と6人以上の看護補助者が勤務しております。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。  
朝8時20分から夕方16時20分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内で、看護補助者1人当たりの受け持ち数は10人以内です。夕方16時20分から深夜0時20分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は46人以内です。深夜0時20分から朝8時20分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です。  
◇第二病棟・・・1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と8人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。  
朝8時20分から夕方16時20分まで看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内で、看護補助者1人当たりの受け持ち数は14人以内です。夕方16時20分から深夜0時20分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は27人以内で、看護補助者1人当たりの受け持ち数は53人以内です。深夜0時20分から朝8時20分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は27人以内で、看護補助者1人当たりの受け持ち数は53人以内です。
4. 当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですから、その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨をお申し出ください。
5. 当院では、保険診療の際には被保険者証を確認させていただいております。月1回の提示をお願いしておりますので、ご協力をお願い致します。
6. 当院は、入院中の患者さんの食事に関しまして、入院時食事療養（Ⅰ）又は入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。入院中の1食あたりの食事にかかる費用のうち、一般病棟及び、65歳未満で療養病床に入院する方は、入院時食事療養費（Ⅰ）のうち、1食につき、510円（1日換算で1,530円）を負担していただいております。65歳以上の被保険者で療養病床に入院する人で入院医療の必要性が高い状態が継続する人は入院時生活療養費（Ⅰ）として「食事の提供たる療養」及び「温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成たる療養」それぞれに係る費用のうち、1食相当につき、510円（1日換算で1,530円）を負担していただいております。特別食を提供する場合には、上記の食事負担費用に加え、1食につき76円のご負担をいただいております。1食あたりの金額は、年齢や全身状態により変わることによって併せて、所得区分によっては、負担額の減額認定が受けられますので、詳細は各病棟掲示板の「入院時食事療養費（Ⅰ）及び入院時生活療養費（Ⅰ）について」を参照してください。  
なお、適時・適温の給食提供につきましては、夕食の提供時間を18:00とさせていただいております。  
ご不明な点につきましては、受付までお問い合わせください。
7. 当院では、選定療養費として次にあげるものに対して負担をいただいております。  
◇特別療養環境室（室料差額）について  
入院にあたり、個室、特別室の利用を希望される場合には、特別療養環境室（室料差額）代として次のとおり費用をいただいております（金額は1日につき）。  
1人部屋・・・4,000円、4,500円、5,000円、6,000円、7,300円、8,500円、11,000円、14,500円  
2人部屋・・・3,000円、5,000円  
\*各病室の室料や設備等の詳細一覧につきましては、別紙を参照してください。
8. 当院では上記の選定療養費の他に、各種文書料やおむつ代、病衣料、個室の電話使用時の通話代、貸冷蔵庫代、貸テレビ料、イヤホン代、入院付添いベッド料、入院付添い寝具料、付添いの方の食事代、診療録開示時の写しの交付に係るコピー代、患者さんの自己利用目的による画像などのデータを患者さんが希望される場合のメディア（CDなど）代、死亡された方の処置に係る費用、入院患者さんが外泊される場合で医師が必要と認めた場合の経管栄養食代、検査のための食事代などを、保険外負担として別紙の通り費用をいただいております（具体的料金等の詳細は別紙参照）。  
領収書の明細書には、それぞれの保険外負担金額が項目名とともに表示されております。  
ご不明な点につきましては、受付までお問い合わせください。
9. 当院では、保険給付の対象外の各予防接種費用を別紙の通り定め、患者さんに費用を負担していただいております。  
ご不明な点につきましては、受付までお問い合わせください。